

今後の対応案

- ガソリン等については、いわゆる「ガソリンの暫定税率」について結論を得て実施するまでの間、足元の物価高にも対応する観点から、すぐに使える基金を活用し、定額の引下げ措置を実施。
- こうした中で、今般の中東情勢の混乱が長引きガソリンなど石油製品の価格の急激な上昇が継続する場合に備え、需要の拡大が見込まれる7月から8月において、4月から5月の支給実績等で生じた余剰の基金を活用して、ガソリン価格等の予防的な激変緩和措置を講じる。
- 具体的には、現在の基金を活用し、ガソリンについては、現在の10円の定額引下げ措置に加え、当該定額補助を講じても、全国平均小売価格が175円を超える見込みとなった場合には、その水準を大きく超えないよう、175円を超える部分について10/10の補助を行う。軽油についてはガソリンと同額の補助を行う。
- 灯油・重油については、現行の定額引下げ措置の補助水準を踏まえ、ガソリンへの支給額の5割相当、航空機燃料については4割相当の補助を行う。
- 6/26（木）支給分から開始。

(参考) 党首会談 石破総理冒頭発言 (2025年6月19日)

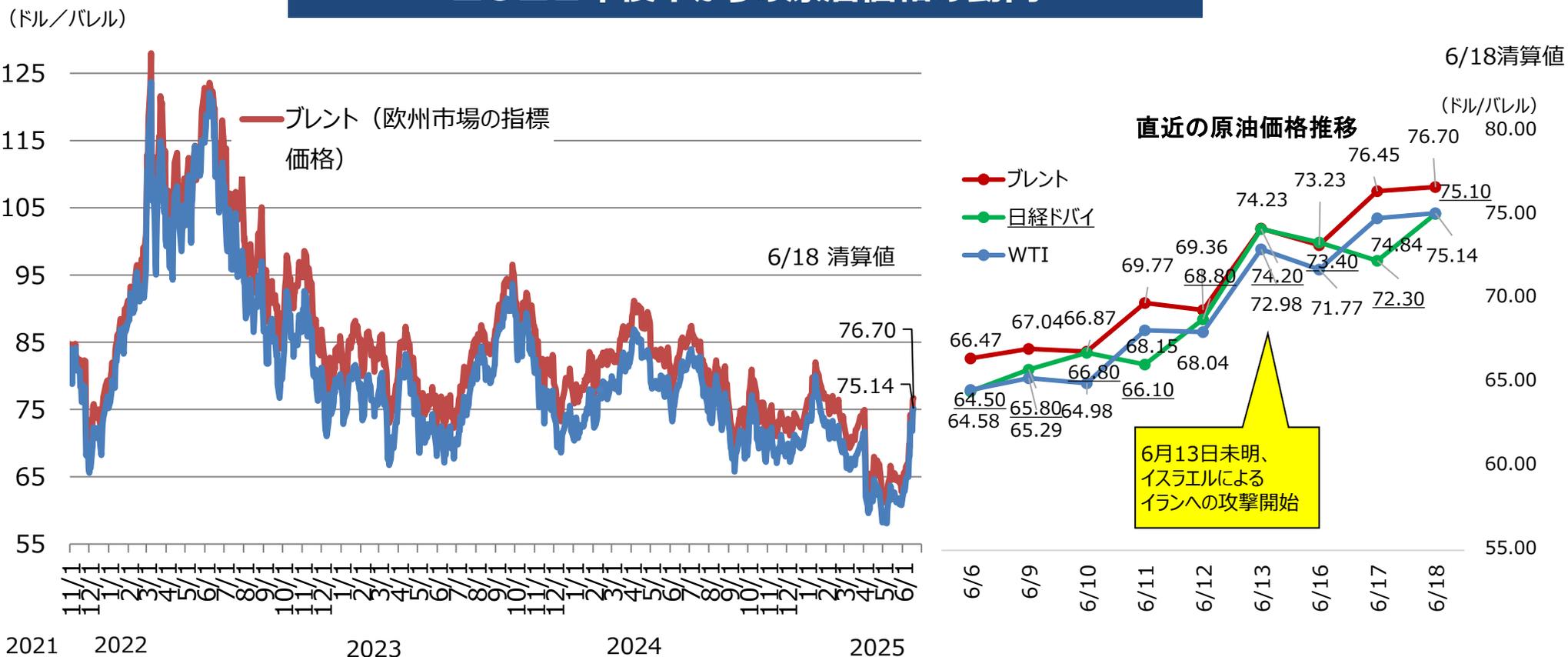
▼ガソリン価格について

アメリカの関税措置の影響を受ける国内産業や物価高に十分配慮していく。特に中東情勢の混乱が長引く石油製品価格の急激な上昇に備えて、需要の拡大が見込まれる、7月から8月にかけて、4月から5月生じた、基金の余剰を活用し、国民生活に大きな影響を及ぼすことのないように、小売価格がウクライナ前後の水準となっている現在の水準から上昇しないよう目指す。そのための予防的な激変緩和措置を来週26日から行う。どうぞよろしく願います。

足下の原油価格動向

- 6月13日（日本時間）、イスラエルのカッツ国防相はイランに先制攻撃を行ったとした上でイランからの攻撃が予想されるとして全土に非常事態宣言。イスラエルの攻撃により、イラン軍のバゲリ参謀総長及び革命防衛隊のサラム参謀総長の死亡が報道されている。
- イラン最高指導者であるハメネイ師はイスラエルが「激しい懲罰を受ける」と発言。イスラエル国防軍はイランからイスラエルに向けて100機のドローンが発射されたことを検知したと発表。
- これら一連の動きを受け、原油価格は6/18（水）の清算値はブレントで76.70ドル、WTIで75.14ドルまで上昇（前日の清算値はブレントで76.45ドル、WTIで74.84ドル）

2021年後半からの原油価格の動向



燃料油価格定額引き下げ措置 + 予防的な激変緩和措置

	定額引き下げ措置(第11フェーズ) (2025年5月22日～)	予防的な激変緩和措置(第12フェーズ) (2025年6月26日～8月末ごろ)
補助上限額	ガソリン・軽油10円 重油・灯油5円	なし
補助額	①5月22日(木)～28日(水): 「5円+前週補助額+原油コスト変動分」 ②5月29日(木)～補助額10円到達まで: 「前週補助額+1円+原油コスト上昇分」 ③補助額10円到達以降～:「定額10円」(灯油・重油は5円)	定額10円+翌週予測価格の175円超過分 (上記支給額に対し、灯油・重油は×0.5)
補助額算出方法	<p>【算出に使用するデータ】</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 前週の補助支給額 ② 原油価格の変動値 (日経ドバイ原油価格の1週前平均と2週前平均の差) <p>【計算式】</p> <p>A. 5月22日(木)～28日(水)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市場価格が翌週に実質5円下がるよう補助額を設定 $5円 + ① + ② = \text{補助額}(a)$ (最大10円)(灯油・重油は5円) ※この週で上限に達した場合は、以降定額補助 <p>B. 5月29日(木)～補助額10円到達まで</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原油コスト上昇時: 上昇分を打ち消し、更に市場価格が1円引き下がるよう補助額を設定 ・原油コスト下落時: 下落分に加えて1円分補助額を追加 $(a) + 1円 + ②(\text{上昇分のみ}) = \text{補助額}(最大10円)$ (灯油・重油5円) <p>C. 補助額10円到達以降～</p> <ul style="list-style-type: none"> ・定額10円(灯油・重油は5円)を支給 	<p>【算出に使用するデータ】</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 当週の価格調査結果(月曜調査、水曜公表) ② 前週の補助支給額 ③ 原油価格の変動値 (日経ドバイ原油価格の1週前平均と2週前平均の差) <p>【計算式】</p> <p>A. 翌週予想価格の算出</p> $① + ② + ③ - 10円 = \text{翌週予想価格}(a)$ <p>B. 支給補助額の算出</p> <ul style="list-style-type: none"> i) 翌週予想価格(a)が175円超の場合(超過分支給あり) $(a) - 175円 + \text{定額}10円 = \text{補助額}(\text{※})$ <p>(※)算出した補助額に対し、灯油・重油は×0.5 (0.1円未満は切り捨て)</p> <ul style="list-style-type: none"> ii) 翌週予想価格(a)が175円以下の場合(超過分支給なし) <ul style="list-style-type: none"> ・ガソリン・軽油: 定額10円を支給 ・灯油・重油: 定額5円を支給

留意点	なし
-----	----

予防的な激変緩和措置 補助額の計算例

1. 補助額計算式

A. 翌週予想価格の算出

①当週の価格調査結果 + ②前週補助額 + ③原油価格の変動値 - 10円 = 翌週予想価格(a)

B. 支給補助額の算出

i) 翌週予想価格(a)が175円を上回る場合、
 $(a) - 175円 + 定額10円 = 支給補助額$

※ 算出した補助額に対し、灯油・重油は×0.5(0.1円未満切捨て)

ii) 翌週予想価格(a)が175円以下の場合
 ガソリン・軽油: 定額10円を支給
 灯油・重油: 定額5円を支給

2. 計算例(6月26日～7月2日支給分、7/3～7/10支給分を想定値で計算)

○6月26日(木)～7月2日(水)想定支給額

前提: ①当週の価格調査結果: 173.0円 ②前週補助額: 10.0円 ③原油価格の変動値: +5.0円 ④仕切改定: +5.0円

A. 翌週予想価格: $173.0円 + 10.0円 + 5.0円 - 10.0円 = 178.0円(a)$ (→ 翌週予想価格が175円超過のため差額を支給)

B. 支給補助額 : $(a)178.0円 - 175.0円 + 10.0円 = 13.0円$ (灯油・重油は $13.0円 \times 0.5 = 6.5円$)

C. 仕切価格 : 基準価格144.3円 + 改定幅5.0円 - 補助額13.0円 = 136.3円 (前週比+2.0円)



原油価格が大幅下落した場合・・・

○7月3日(木)～7月10日(水)想定支給額

前提: ①当週の価格調査結果: 175.0円 ②前週補助額: 13.0円 ③原油価格の変動値: -5.0円 ④仕切改定: -5.0円

A. 翌週予想価格: $175.0円 + 13.0円 - 5.0円 - 10.0円 = 173.0円(a)$ (→ 翌週予想価格が175円以下のため定額支給)

B. 支給補助額 : 定額10.0円 (灯油・重油は5.0円)

C. 仕切価格 : 基準価格149.3円 - 改定幅5.0円 - 補助額10.0円 = 134.3円 (前週比-2.0円)